

## 坂戸、鶴ヶ島水道企業団競争入札参加者心得書

(趣旨)

**第1条** 坂戸、鶴ヶ島水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負、物品の買入れ・賃貸借、設計・調査・測量及びその他の業務委託等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得書に定めるものとする。

(入札参加資格及び指名の取消)

**第2条** 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 特別な理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。
- (2) 死亡（法人にあっては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の指名はこれを取り消すものとする。

**第3条** 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する者となり、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

**第4条** 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約に係る指名停止措置要綱又は坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置要綱の規定による措置要件に該当し、指名停止又は指名除外の措置を受けた場合は、その一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の指名を取り消すものとする。

2 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

以下「独占禁止法」という。)の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。

(2) 代表役員等、一般役員等又は使用人が賄賂、独占禁止法違反行為、競争入札妨害又は談合等の不正行為により逮捕又は公訴を提起されたとき。

(3) 埼玉県内で工事事故を起こしたとき。

(入札)

**第5条** 入札参加者は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）、契約約款、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これら図面、設計書、仕様書を「設計図書」という。）、坂戸、鶴ヶ島水道企業団競争入札参加者心得書及び一般競争入札の公告又は指名通知書の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、一般競争入札の公告又は指名通知書の定めるところにより質問することができる。

2 入札は、一般競争入札の公告又は指名通知書で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者又は所定の資料配布（現場説明）を受けていない者の入札参加は認めない。

3 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、これを封筒に入れ入札執行者の指示により入札箱に投入しなければならない。

4 入札は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札参加者が見積もった金額の消費税及び地方消費税の税抜き相当額により行わなければならない。ただし、一般競争入札の公告又は指名通知書において単価によるべきことを指示された場合においては、その指示による。

5 入札参加者が、代理人をして入札に参加させようとするときは、代理人に委任事項、件名、委任者・受任者（代理人）の氏名・使用印押印・日付その他必要事項を記載した委任状を提出させなければならない。また、本人が参加する場合は代表者印及び名刺（身分を証明できるもの）を、代理人が参加する場合は委任状に押印した自己の印鑑を必ず所持すること。

6 入札参加者の入札会場への立ち入りは、1業者1名とする。

(入札の辞退)

**第6条** 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は辞退することができない。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、あらかじめ入札辞退届を提出して行う。

(2) 入札の執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 入札辞退届を提出した者は、いかなる場合でも辞退を撤回することができない。  
(公正な入札の確保)

**第7条** 入札参加者は、独占禁止法、刑法(明治40年法律第45号)その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続きに際し、企業団の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続きを妨害するようなことを行ってはならない。

(入札書の書換等の禁止)

**第8条** 入札参加者は、いったん提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(入札の取りやめ等)

**第9条** 入札参加者が第7条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがある。

2 入札参加者は、前項の規定により入札執行者が行う調査に協力しなければならない。

3 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

4 入札において、入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を中止することができる。

(開札)

**第10条** 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者の立会いで行う。

(入札の無効)

**第11条** 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札書の記載事項を訂正した場合にその訂正印のない入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 委任状を持参しない代理人の行った入札

(5) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額

- が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 入札金額内訳書の提出を求めた入札において、当該内訳書を提出しない者がした入札又は当該内訳書の合計金額が入札書に記載した金額と一致しない者がした入札
  - (8) 記載すべき事項がない入札又は記入した事項が明らかでない入札
  - (9) 同一事項の入札に対して他人の代理を兼ねた者がした入札
  - (10) 同一事項の入札に対して2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2者以上の入札者の代理をした者がした入札
  - (11) 押印された印影が明らかでない入札
  - (12) 虚偽の書類を提出した者がした入札
  - (13) その他入札に関する条件に違反した入札
- (落札者の決定)

**第12条** 落札者は、予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札をした者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。

- 2 入札回数は1回とし、落札者がいない場合は入札を中止し、不調とする。
  - 3 落札者の決定がなされたときは、当該入札会場で当該入札者全員に口頭によりその旨を通知する。
- (くじによる落札者の決定)

**第13条** 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札者によりくじで落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(契約書等の提出)

**第14条** 落札者は落札決定後7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、企業長が認めた場合は、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。
  - 3 契約書の製本方法は、企業団の指定する方法により、契約に必要な部数を落札者の負担において行うものとする。
- (契約保証金)

**第15条** 落札者は、契約締結に当たって契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提出しなければならない。ただし、あらかじめ免除する旨の指示があった場合はこの限りではない。

- 2 履行保証保険契約の締結等により契約保証金の免除を受けようとする者及び担保を提供しようとする者は、契約書の提出日までに必要書類を提出しなければならない。
- 3 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、

還付する。ただし、受注者がその責めに帰すべき事由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

(契約の確定)

**第16条** 契約は、企業長と落札者が契約書に記名・押印したときに確定する。

(異議の申立)

**第17条** 入札参加者は、入札後、この心得書、設計図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札情報の公開等)

**第18条** この入札は、一般に公開して執行する。

2 入札結果は、別に定める坂戸、鶴ヶ島水道企業団が発注する建設工事等に係る入札結果等の公表要領に基づき公表する。

(その他)

**第19条** 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る業種について、契約を締結しようとする日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていなければならない。

2 その他、細部に関しては、法令及び契約事務規程による。

(令和4年4月1日改正)